

巡回展「大山山麓の至宝一大山の重宝一」
に係る展示資料、展示器材の運送並びに展示業務仕様書

鳥取県立博物館

1 業務名称

巡回展「大山山麓の至宝一大山の重宝一」に係る展示資料、展示器材の運送並びに展示業務

2 展覧会の会期・会場

会期：平成30年7月29日（日）から平成30年8月26日（日）まで

会場：米子市美術館 第2展示室（米子市中町12番地）

3 業務の期間

契約締結の日から平成30年8月31日（金）まで

4 運送並びに作業日程について

- (1) 運送並びに展示・撤去の作業日程（予定）は、別紙1を参照。日程等の詳細については、後日担当者と相談の上決定すること。
- (2) 資料返納に当たっては、委託者がすでに借用している資料も合わせて行うこと。
- (3) 資料の借用先および返納先は別紙2を参照のこと。
- (4) 借用・展示・撤去・返納・移送・梱包・開梱作業に当たる職員は、美術品取り扱い専門職員とし、各作業に当たるのは同一職員であること。

5 運送作業について

- (1) 輸送時には、輸送途中で梱包状況等を確認する必要があるため、美術品取り扱い専門員を乗車させること（運転士と兼務でも可）。
また、当館職員も資料借用の責任上、トラックに同乗する場合がある。
- (2) 輸送トラックは、輸送中に振動の少ないエアサスペンション付き専用車であり、盗難等にあわないよう施錠できる車とすること。
また、運搬資料を1台で運べる大きさとし、美術館・博物館資料を運ぶことのできる清潔な車であること。
- (3) 大型トラックが進入できない場所については、当館職員と相談の上受託者でライトバンなどを用意し、輸送手段を確保すること。
- (4) 資料及び展示器材の輸送に当たっては、万全の措置をとり、輸送途中には適宜輸送資料等の梱包状況等の点検を行うこと。
また、適宜、当館職員に報告し、指示を受けること。
- (5) 積込み及び積卸しの際には、必ず当館職員と資料点数等を点検すること。
また、積込み、積卸しの作業が風雨等の天候の影響を受けないよう十分配慮すること。
- (6) 資料輸送中に受託者が宿泊等を行う場合は、可能な限り、盗難、事故等を防げる場所にトラックを駐車すること。その際、当館職員にトラックの駐車場所について了解を得ること。
なお、駐車場の委託に係る手続き並びに経費負担は受託者が行うものとする。
- (7) 資料の輸送については、安全運転のうえ、交通事情、道路状況等を考慮し、

安全な経路を選ぶこと。

また、輸送経路については、事前に当館職員の了解を得ること。

6 梱包・開梱作業について

- (1) 借用・返納する資料のリスト・寸法については別紙2を参照すること。
- (2) 梱包については、借用先及び当館職員の指示により作業を行うこととする。
また、借用資料の損傷等の状態を確認するため、梱包する職員と開梱する職員は、原則同一職員とすること。
- (3) 梱包は資料の状況に応じて、板段ボール箱、薄葉紙、茶紙、エアキャップ、綿布団、さらし、エサホーム等を用いること。
- (4) 梱包した箱等には、借用先名、資料名等を記したラベルを貼付すること。
- (5) 契約後、梱包に際し、梱包材料が不足した場合は、受託者の負担とすること。
- (6) 展示撤去後の借用資料の梱包については、当館職員の指示がない場合は、借用時の梱包と同じ方法で行うこと。資料輸送に特別の支障が生じたり、資料保護のために梱包方法を変更する場合は、当館職員の許可を得て梱包作業を行うこと。

7 展示・撤去作業について

- (1) 展示・撤去作業の内容、人員、日程については、別紙1のとおりとする。
- (2) 借用・撤去する資料は、別紙2に掲げる借用資料、委託者所蔵資料等であるが、展示器材並びにその他の器材、パネル類の展示・撤去も行うこと。
なお、展示・撤去する資料及び数量について、一部変更となる場合があること。
- (3) 展示に使用する、ワイヤー・フック・展示台等については、委託者が準備したものを使用すること。
- (4) 展示・撤去に当たっては、当館職員の指示を受けてから作業すること。
また、資料の扱いには十分に配慮し、損壊・変形等のないようにすること。

8 運送保険について

- (1) 資料の保険金については、別紙2の評価額を参照の上算出すること。
- (2) 保険金で資料の評価額全額を保証すること。
- (3) 保険期間は、平成30年7月16日から返納時までとすること。

9 運送料金について

運送料金は、運送・展示業務にかかる経費を算出し、内訳として、人件費・材料費・運送展示保険等をそれぞれ計上すること。

10 特記事項

大山町指定有形文化財 木造不動明王坐像（大山寺蔵）の取り扱いに気をつけること。

11 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
ア 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

12 かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。

この場合において受注者の責任は、本業務の検査完了日から1ヶ月以内に請求があった場合に限る。

13 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、鳥取県と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1 作業内容・日程〈予定〉

別紙2 資料借用・返納先一覧・展示資料一覧

別紙3 大山町指定有形文化財 木造不動明王坐像（大山寺蔵）の搬出作業風景